

動画広告出稿・運用委託サービス規約

第1条（規約の適用）

1. 株式会社テクナビ（以下「当社」といいます）は、「動画広告出稿・運用委託サービス規約」（以下、規約といいます）を定め、本規約により動画広告出稿・運用委託サービス、動画広告サービス（以下、「本サービス」といいます）を提供します。
2. 本サービスの利用にあたり、本規約の他、利用者はそれぞれの利用する媒体に応じて、媒体社が定める利用規約等（以下、「媒体社規約」といいます）を遵守するものとします。
3. 第4条（通知）に基づく通知、当社がその他の方法で行う案内、注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、利用者はこれに従うものとします。
4. 本規約と申込書の定めが抵触する場合であって、本規約に別段の定めがない場合は、当社が承認した申込書の定めが優先するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、以下の各号に定める意味を有するものとします。

（1）動画広告

対象の動画サイトにおいて、動画再生前、検索結果、関連動画表示部分へ有料で指定した動画を広告として配信、表示するサービスをいいます。

（2）広告事業者

インターネットその他の通信手段を通じてウェブサイトやアプリケーション（以下「アプリ」という）上で広告のための広告表示スペースを提供している事業者をいいます。

（3）ユーザー

使用端末機器を問わず、インターネットその他の通信手段を通じてウェブサイトやアプリケーションを利用する者をいいます。

（4）ターゲット

本サービス業務の対象とする、当社が利用者に対し提案のうえ、指定した動画の主な配信先ユーザーをいいます。

（5）再生単価

ユーザーが広告動画を1回視聴するために発生する費用をいいます。

（6）入札

ターゲットに動画を配信するために、再生単価を設定することをいいます。

（7）申込者

当社との間で個別契約の締結を希望する者をいいます。

（8）利用者

当社との間で個別契約を締結している者をいいます。

（9）広告掲載期間

個別契約に従って、媒体社の広告掲載枠に広告が掲載される期間をいいます。

第3条（規約の変更）

1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。
2. 本規約を変更する場合は、利用者に対して事前に通知（第4条に定義）するものとします。

第4条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、電子メール、書面の郵送または当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容を当社ホームページ上に表示した時点または電子メール及び書面等が当社より発信等された時点より効力を生じるものとします。

第5条（本サービス業務の内容）

本サービスは以下のうち、申込者と当社が合意した内容とします。

- ①新規アカウント作成
- ②配信ターゲットの選定および見直し
- ③広告文の作成・入稿および見直し
- ④リンク先 URL 設定
- ⑤再生・クリック単価の設定、予算管理
- ⑥広告効果測定
- ⑦月次レポート提出
- ⑧その他上記に付随する業務

第6条（利用者の責任）

1. 利用者は自己の判断と責任において本サービス業務を当社に委託するとともに、利用者は、当社に対し、本サービス業務において配信・運用される広告用動画及び付随する画像データ等の著作権の使用を許諾するものとします。
2. 利用者は本サービス動画広告および本サービス動画広告からのリンク先、入札するキーワードに関し、一切の責任を負担するものとし、次に定める事項を保証するものとします。
 - ①本サービス動画広告の内容（タイトル、説明文およびデザイン、キーワード等を含み、以下同様とします）およびリンク先内容が第三者の著作権、商標権、産業財産権、パブリシティ権、プライバシー権、その他一切の権利を侵害していないこと、および第三者の権利の全てにつき権利処理が完了していること。
 - ②本サービス動画広告の内容およびリンク先内容が薬事法、不当景品類及び不当表示防止法、その他一切の関連法令に抵触していないこと。
 - ③本サービス動画広告の内容やリンク先内容が適切に管理されており、当社が広告掲載を行うにあたり支障が生じないこと。
 - ④本サービス動画広告の内容およびリンク先内容が正確かつ最新の記載であり、かつユーザーに混乱を生じさせたり、コンピュータウィルスや虚偽の内容を含んだり、相互に無関係な内容となっていたりしないこと。
 - ⑤本サービス動画広告のリンク先がデッドリンク（表示不可の状態）になっていないこと。
 - ⑥本サービス動画広告の内容およびリンク先内容が公序良俗に反し、または第三者を誹謗中傷する内容、名誉を毀損する内容を含まないこと。
 - ⑦本サービス動画広告の内容およびリンク先内容が広告事業者の定める広告規約等に抵触していないこと。
3. 利用者は、本サービス動画広告が表示されるスペースは専有するものではなく、他社が運営する広告商品が掲載される可能性があることを了承するものとします。
4. 利用者は、当社又は広告事業者が本サービス業務を通じて収集したデータ、情報およびその集計結果を二次利用できることを了承するものとします。

5. 利用者は、本サービス動画広告のリンク先において、ユーザーの個人情報（「個人情報」とは、本サービス動画広告を通じて利用者が直接・間接を問わず取得した、第三者（個人及び法人）の名称・住所・電話番号・電子メールアドレス、性別・年齢・生年月日・職業・クレジットカード番号・各種会員番号・各種パスワードをはじめとする第三者の属性に関する一切の情報をいう）を収集する場合、これに対する不正アクセス、盗聴、データの改ざん等を防止するために必要な措置を講じるものとします。

第7条（当社の責任の制限）

1. 当社は、次に定める事項について、何ら保証するものではなく、一切の責任を負わないものとします。
 - ①本サービス動画広告やリンク先に関して、ユーザーその他の第三者が行う一切の行為（その方法や意図、その他事由の如何を問わず本サービス動画広告やリンク先への不正なクリック、閲覧、アクセスなどを含む）。
 - ②本サービス動画広告およびリンク先の情報等（これらの内容および表示する端末機器やブラウザへの対応などの技術的側面などを含む）。
 - ③本サービス業務に関する提案書、関連資料、または本サービス業務に付随して当社から利用者への一切の提供物、貸与物（当社から利用者へ提供された指示、アドバイス、提案、予測、その他の一切の情報を含む）およびこれらを利用した結果。
 - ④本サービス動画広告が掲載されるウェブサイトまたはアプリケーションに関し、その内容（正確性や違法性、本サービス動画広告との関連性などを含む）、掲載場所、品質、その他一切の事項。
 - ⑤本サービス動画広告に関して当社が広告事業者から提供される全ての数値、本サービス動画広告の効果、広告のマッチング機能（行動ターゲティングや地域ターゲティングなどを含む）の精度および予算管理機能の精度。
 - ⑥本サービス動画広告配信数が終了するまでに必要な日数。
2. 当社は、以下の事由に該当する場合には当社の判断において、利用者に事前に通知することなく、本サービス業務の全部又は一部を中断・停止することができるものとし、また、当該事由により利用者又は第三者に生じた損害及び結果について一切責任を負わないものとします。
 - ①天災地変、騒乱、暴動、疫病の蔓延、放射能汚染その他の不可抗力による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - ②電気通信設備の保守上又は工事、障害その他やむをえない事由が生じた場合
 - ③法令等による規制が行われた場合
 - ④本サービス業務を継続することによって利用者の事業に悪影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合
 - ⑤善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス業務への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - ⑥利用者が第6条第2項に定める保証に違反したとき
 - ⑦広告事業者・動画広告配信先の大幅な仕様変更・価格変更等により、本サービス業務の継続が困難となった場合
 - ⑧その他当社の責めに帰すべからざる事由
3. 動画広告に関して、広告事業者が免責されている事項については、当社も当然に免責されるものとします。
4. 一般ユーザーが閲覧可能な数値（再生数等）と、広告事業者が提供する管理用画面に表示される数値が異なる場合、広告事業者が提供する管理用画面の数値を本サービスの適応事項とします。

第8条（本サービス業務の期間）

本サービス業務の期間は個別契約書等に定める通りとします。但し、「達成目安日」を定めている場合において、当社が提示した終了目安を30日以上経過しても業務を終了しない場合は、利用者は当社へ本サービスの解

約を申し出る事ができるものとします。

第9条（委託代金）

1. 利用者は、当社が見積もりを行い、定めた業務の委託代金等を前金として銀行振込にて当社に支払うものとします。
2. 本サービス業務の延長または、広告内容・配信数等の変更等により、追加の代金が発生した場合は、利用者は、前項の規定に基づき、追加の代金を支払うものとします。
3. 当社は、利用者より支払を受けた代金については、一切返金しないものとします。但し、【第8条】及び【第14条3項】に定める事項に該当する場合は除きます。

第10条（知的財産権の帰属）

本サービス業務に関して生じる著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」といいます）の帰属は、次のとおりとします。

- ①利用者が単独で行った創作、発明、考案（修正、変更その他の翻案を含む。以下「創作等」という。）から生じた著作権等については、利用者単独に帰属します。
- ②当社が単独で行った創作等は、当社単独に帰属します。
- ③利用者当社または第三者が従前より保有する著作権等は、各保有者に帰属します。
- ④利用者および当社が共同して創作等を行った場合は、著作権等の帰属は協議して決定するものとします。

第11条（再委託）

当社は、本サービス業務にかかる業務の全部または一部を当三者に対して再委託することができるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。

第12条（譲渡禁止）

利用者は、当社の事前の承諾なく、本サービス上の地位並びに本サービスに基づく権利及び義務を、第三者に譲渡し、承継させ、担保を提供し、その他一切の処分をしてはならないものとします。

第13条（秘密保持）

利用者は、本サービス業務により知り得た当社の営業上又は技術上、その他業務上の一切の情報を、第三者に漏洩、提供又は開示してはならないものとし、かつ本サービス業務に必要となる場合を除いて態様の如何を問わず利用してはならないものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自社、自社の親会社、子会社および関連会社、並びに、これらの役員、従業員、主要な株主および取引先（その役員、従業員を含む）等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力又はこれに準ずる者に該当せず、かつ関与していないことを将来にわたって表明し、保証するものとします。
2. 利用者は、前項に反する事実を発見した場合は、直ちに当社にその旨を報告するものとします。

第15条（利用者からの変更・解約）

1. 利用者が本サービスの変更または解約を希望する場合は、当社から指定された書式、方法によって事前に申込みを行うものとします。

2. 【第8条】に定める事項に該当し、利用者から本サービスの解約の申し込みがある場合は、当社は申し込みから3営業日以内に広告の掲載を終了するその後委託金を掲載終了日までの動画広告再生数で按分した金額を利用者へ掲載終了日翌月末日までに返還するこの場合違約金等は発生せず、振込手数料は利用者の負担とします。

第14条（当社からの解約）

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は利用者への催告その他何らの手続きを要することなく、利用者との間で本サービスの全部または一部につき履行を停止し、または解約することができるものとします。この場合、当社は、当該履行の停止または解約についていかなる責任も負わず、損害が発生した場合、利用者に対して損害賠償の請求ができるものとします。

- ①本サービス業務の委託代金その他債務の支払を怠ったとき
- ②監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
- ③支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または、自己の振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手が不渡りになったとき
- ④第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
- ⑤破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに準じる倒産手続の開始を自ら申立て、もしくは申立てられたとき
- ⑥解散の決議がなされたとき
- ⑦本規約に定める表明、保証または義務に違反したとき
- ⑧災害、労働争議等、本サービス業務の履行を困難にする事由が生じたとき
- ⑨当社に対する詐術、信用毀損その他の背信的行為があったとき
- ⑩前各号に準ずる経済的または社会的信用を損なうおそれのある事由があったとき
- ⑪広告配信に必要な修正（web サイト・動画内容等）を行わず、業務遂行が困難なとき

2. 利用者が前項に該当した場合、利用者が当社に対して負担する一切の債務（本サービスにおける債務に限られません）は、当然に期限の利益を失い、利用者は、直ちに債務金額を現金にて当社に支払うものとします。

3. 当社は本サービス業務が完了するまでの間、やむをえない理由があるときは、利用者に対し第四条の定めに従い通知することで、本サービスを解約することができるものとします。この場合、当社は、既に支払われている委託代金のうち、次のように対応を行い、解約をします。

I) 再生数指定プラン

委託金を掲載終了日までの動画広告再生数で按分した金額を利用者へ返還します。この場合違約金等は発生せず、振込手数料は当社の負担とします。

II) サイト誘導数保証プラン

委託金を掲載終了日までのサイトへの誘導数で按分した金額を利用者へ返還します。この場合違約金等は発生せず、振込手数料は当社の負担とします。

III) 上記以外の場合

既に支払われている委託代金のうち、運用費については実施しない日数について額を日割計算にて算出したものを。広告予算については未消化分を利用者に返還するものとします。振込手数料は当社の負担とします。

第15条（損害賠償等）

1. 当社の故意又は重大な過失により、利用者に損害、損失、費用、支出等（合理的な範囲の弁護士その他の専

門家の報酬及び費用を含み、これらに限りません。以下併せて「損害等」といいます)が生じた場合、当社は、本サービス業務の委託代金を上限として、当該利用者に対し損害賠償義務を負うものとします。

2. 利用者が本サービスに違反した場合又は本サービス業務に関して、第三者から当社に対し請求、クレーム、訴えの提起等がなされたことにより当社に損害等が発生した場合は、当社に生じた一切の損害等を賠償するものとします。

第16条 (準拠法)

本サービスの有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第17条 (管轄)

本サービスに関する訴訟については、訴額に応じて東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 (協議)

本サービスに関して生じた疑義については、利用者と当社で信義に則り、誠実に協議して解決するものとします。

【2014年9月5日 施行】

株式会社テクノナビ